

「介護職員処遇改善加算等内訳のお知らせ」

レイアウト等変更について

令和８年度介護報酬改定に伴い、令和８年７月審査以降の「介護職員処遇改善加算等内訳のお知らせ」のレイアウト等が変更となります。

新たに介護職員等処遇改善加算の対象となったサービス「訪問看護」、「訪問リハビリテーション」、「介護予防訪問看護」、「介護予防訪問リハビリテーション」、「居宅介護支援」及び「介護予防支援」が計上対象となります。

なお、「介護予防ケアマネジメント費」については、既存のサービス種類「Ａ３」、「Ａ４」、「Ａ７」、「Ａ８」、「Ａ９～ＡＥ」と同様に計上対象となりません。

【帳票の種類】

介護予防支援における介護職員等処遇改善加算のサービスコードが原案作成委託料として支払対象となる場合、委託元の地域包括支援センター及び委託先の居宅介護支援事業所については、介護職員等処遇改善加算の原案作成委託料分が計上されます。

介護職員等処遇改善加算の原案作成委託料分を計上するため、帳票レイアウトが以下のア～ウの３種類となります。

それぞれの帳票について、以下に詳細を掲載しておりますので、御確認ください。

ア：通常の事業所（イ、ウに該当しない事業所）

イ：介護予防支援における介護職員等処遇改善加算のサービスコードが原案作成委託料の支払対象として１件以上存在する地域包括支援センター

ウ：介護予防支援における介護職員等処遇改善加算のサービスコードが原案作成委託料の支払対象として１件以上存在する居宅介護支援事業所

【帳票ア（通常の事業所（イ、ウに該当しない事業所））について】

※加算区分の「加算」は、「介護職員等特定処遇改善加算」を示す。
※加算区分の「加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲ、加算Ⅳ、加算Ⅴ、加算Ⅵ、加算Ⅶ、加算Ⅷ、加算ⅧⅠ～加算ⅧⅣ」は、それぞれ「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ、ⅧⅠ～ⅧⅣ」を示す。
※加算区分の「加算Ⅷ」は、「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」が示される。（サービス提供年数が令和4年3月までの「介護職員等特定処遇改善加算Ⅳ、Ⅴ」も含まれる）
※加算区分の「加算ⅧⅠ」は、「介護職員等特定処遇改善加算Ⅳ、Ⅴ」が示される。
※加算区分の「加算ⅧⅡ」は、「介護職員等特定処遇改善加算Ⅳ、Ⅴ」が示される。
※加算区分の「加算ⅧⅢ」は、「介護職員等特定処遇改善加算Ⅳ、Ⅴ」が示される。
※加算区分の「加算ⅧⅣ」は、「介護職員等特定処遇改善加算Ⅳ、Ⅴ」が示される。

加算区分欄の「加算Ⅰ、加算Ⅰイ、加算Ⅰロ、加算Ⅱ、加算Ⅱイ、加算Ⅱロ、加算Ⅲ、加算Ⅳ、加算Ⅴ(1)～加算Ⅴ(14)」は、それぞれ「介護職員等処遇改善加算Ⅰ、Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱ、Ⅱイ、Ⅱロ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ(1)～Ⅴ(14)」を示します。

[illegible]

「委託先支援事業所番号」、「委託先支援事業所名」、「委託先支払分」欄が追加され、原案作成を委託している場合に、介護職員等処遇改善加算に係る原案作成委託料が計上されます。

[illegible]

「委託先支援事業所番号」、「委託先支援事業所名」、「委託先支払分」欄が追加され、原案作成を委託している場合に、介護職員等処遇改善加算に係る原案作成委託料が計上されます。

[illegible]

「原案作成委託料分」欄が追加され、介護職員等処遇改善加算に係る原案作成委託料分が、「介護予防支援」の行に計上されます。